

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第3章 協定の締結手続等

第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き
(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14

- 1 (略)
- 2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(イ)欄又はイ(ア)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3及び(1Gbit/sのプラン2を除きます。)、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1の1Gbit/sのプラン2(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。

第6章 責務

第1節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第50条

- 1~2 (略)
- 3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8-11欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第8-11欄並びに2(料金額)2-2第10欄ア(イ)欄及びイ(ア)欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。)とします。以下第69条及び第74条において同じとします。)を当社に通知することを要します。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)~(3) (略)
- (4) 端末系交換機能第10欄ア(イ)欄若しくはイ(ア)欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄の場合
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの

第3章 協定の締結手続等

第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き
(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14

- 1 (略)
- 2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3及び(1Gbit/sのプラン2を除きます。)、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1の1Gbit/sのプラン2(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。

第6章 責務

第1節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第50条

- 1~2 (略)
- 3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8-11欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第8-11欄並びに2(料金額)2-2第10欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。)とします。以下第69条及び第74条において同じとします。)を当社に通知することを要します。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)~(2) (略)
- (4) 端末系交換機能第10欄ア(イ)欄若しくはイ(イ)欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄の場合
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの

期間

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定する端末系交換機能第10欄ア(イ)欄若しくはイ(7)欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。)を把握したときは、第69条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)
(5)機能ごとの網使用料の適用の特例	ア(略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(7)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(9) (略) (イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (オ) (略)
(6)～(8)-10 (略)	(略)

期間

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定する端末系交換機能第10欄ア(イ)欄若しくはイ(イ)欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。)を把握したときは、第69条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)
(5)機能ごとの網使用料の適用の特例	ア(略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(9) (略) (イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (オ) (略) (カ) <u>2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</u> (キ) <u>2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄</u> (ク) <u>2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</u>
(6)～(8)-10	(略)

(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2 第 10 欄ア(イ)欄又はイ(7)欄及び2-13 第 2 欄ウ欄については、組み合わせて適用します。 イ 2-2 第 10 欄ア(イ)欄又はイ(7)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第 50 条(トラヒック又は回線数等の通知)第 3 項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ (略)
---	--

(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2 第 10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄及び2-13 第 2 欄ウ欄については、組み合わせて適用します。 イ 2-2 第 10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第 50 条(トラヒック又は回線数等の通知)第 3 項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ (略)
---	--

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) ~ (9) (略)	(略)	_____	_____	_____
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	ア (略)	_____	_____
	イ 10Gbit/s タイプ	(7) 優先クラスを識別するもの (イ) (7) 以外のもの(SIPサーバを用いて制御しないものに限りません。)	1 契約数ごとに月額 1 装置ごとに月額	(略) (略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) ~ (9) (略)	(略)	(略)	(略)	_____
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	ア (略)	_____	_____
	イ 10Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1 チャンネルごとに月額	2.06円
	(イ) 優先クラスを識別するもの	(7) (イ)以外のもの	1 契約数ごとに月額 1 装置ごとに月額	(略) (略)

附 則 (西設相制第000134号)

この改正規定は、令和5年5月31日から実施します。